

女性活躍推進に関する課題等について

1 企業訪問の目的

職場における意識改革や女性登用の促進など、女性の職業生活における活躍を促進するため、女性活躍推進専門員が直接企業を訪問し、様々な相談に応じるとともに、より専門的な講師やアドバイザー等を派遣し、研修や一般事業主行動計画の策定等、社内での具体的取組を支援する。

2 活動実績等

(1) 活動期間

平成27年8月～令和2年9月末

(2) 支援内容及び活動実績等

ア 女性活躍推進専門員による支援

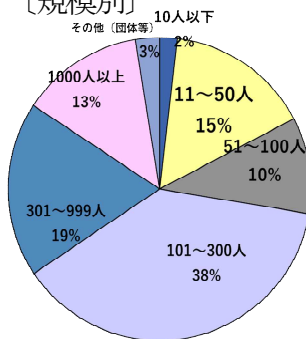
県立男女共同参画センターに配置する3名の「女性活躍推進専門員」(週3日勤務2名、週2日勤務1名)が、直接企業等を訪問して、女性の活躍に関する様々な相談に対応するとともに、一般事業主行動計画の策定を支援。

(ア) 訪問企業件数 延べ427社(令和2年9月末現在)

※ 企業からの要請の他、県男女共同参画社会づくり協定締結企業、県民局紹介企業等を中心に訪問

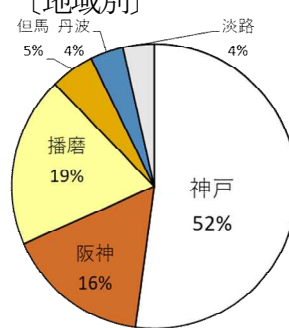
【訪問先企業の内訳】

〔規模別〕



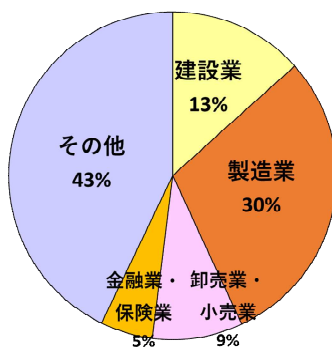
10人以下	8社
11~50人	66社
51~100人	44社
101~300人	162社
301~999人	80社
1000人以上	56社
その他団体	11社
計	427社

〔地域別〕



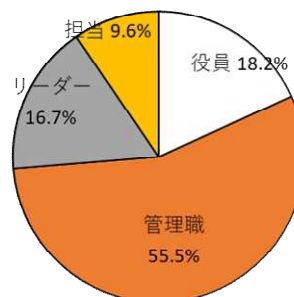
神戸	221社
阪神	69社
播磨	82社
但馬	21社
丹波	16社
淡路	15社
その他	3社
計	427社

〔業種別〕



建設業	57社
製造業	127社
卸売業・小売	38社
金融業・保険	22社
その他	183社
計	427社

〔企業側の面談対応者〕



役員	38人
管理職	116人
リーダー	35人
担当	21人
計	210人

※平成30年4月～令和2年9月末日(210社)

イ 専門講師・アドバイザー派遣

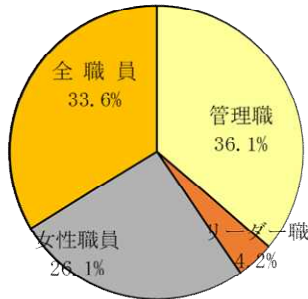
女性の活躍推進について、より専門的な講師等を無償で派遣し、社内等での研修実施等、具体的な取組を支援。

(ア) 講師等派遣企業数 延べ119社（令和2年9月末現在）

（上記以外で研修実施を計画・検討している企業12社）

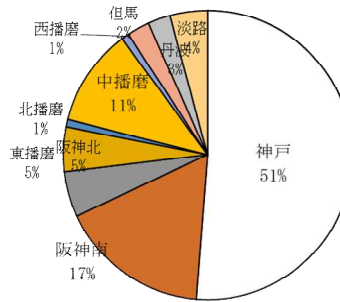
【講師・アドバイザー派遣の内訳等】

〔対象別〕



管理職	43社
リーダー職	5社
女性職員	31社
全職員	40社
計	119社

〔地域別〕



神戸	61社
阪神南	20社
阪神北	6社
東播磨	6社
北播磨	1社
中播磨	13社
西播磨	1社
但馬	3社
丹波	3社
淡路	5社
計	119社

(イ) 研修内容等（前回会議での報告後～令和2年9月末迄の20社分）

	実施日	研修テーマ
1	1. 12. 19	女性社員のキャリアアップについて考える
2	2. 1. 16	セルフモチベーションを高めよう～これからの「私」の働き方を考える～
3	2. 2. 3	パワハラ防止のための自己理解
4	2. 2. 14	派遣社員キャリアアップセミナー ～“できる人”がやっている“質の高い”仕事の進め方～
5	2. 2. 17	男女が共に働きやすい職場づくり～仕事と育児の両立～
6	2. 2. 19	キャリアデザイン&ビジネスコミュニケーション ～相手に伝わる話し方スキルを学び、前向きに行動する～
7	2. 2. 21	ダイバーシティ研修
8	2. 2. 25	一般事業主行動計画策定のための管理職セミナー
9	2. 2. 26	女性活躍推進のための管理職研修
10	2. 2. 27	男女が共に活躍する職場づくり
11	2. 3. 3	女性リーダー育成研修
12	2. 3. 7	人材育成と人事考課
13	2. 3. 23	一般事業主行動計画策定のための女性リーダー研修
14	2. 3. 30	女性の研修キャリアアップ～女性の活躍を企業の発展につなげる～
15	2. 7. 20	女性活躍推進の概要～自社の女性活躍をさらに推進するために～
16	2. 8. 5	～女性活躍のための管理職セミナー～管理職として部下の個性（多様性）を理解した指導の仕方
17	2. 8. 7	男女共同参画推進セミナー ～自分らしく働き続けるためのキャリアセミナー～
18	2. 8. 10	職場のアンコンシャス・バイアスについて考える①
19	2. 8. 10	職場のアンコンシャス・バイアスについて考える②
20	2. 8. 18	女性活躍のためのビジネスコミュニケーション ～介護職として、自分の意見をわかりやすく丁寧に相手に伝える～

ウ 女性活躍推進センターによる研修等

(ア) 一般事業主行動計画策定セミナー

円滑に行動計画を策定できるよう兵庫労働局と共同でセミナーを開催。女性活躍推進法改正により、計画策定の義務化対象となった常用雇用者数 101 人以上 300 人以下の企業に積極的に働きかけを行った。

(イ) 女性の活躍企業育成プロジェクトの実施

女性活躍に意欲のある中小企業にコンサルティングの専門アドバイザーや研修講師を派遣し、一般事業主行動計画の策定を支援。

申請企業：10 社、コンサルティング・専門講師派遣等計 21 件(令和 2 年 9 月末現在)

3 課題等

(1) 一般事業主行動計画策定についての周知啓発

女性活躍推進法の改正により、新たに一般事業主行動計画策定義務化対象となった企業について、企業訪問により改正内容の周知に努めるとともに、計画策定を支援する女性の活躍企業育成プロジェクトの案内を行ってきた。

しかしながら、次世代育成法に基づく一般事業主行動計画との混同や改正内容への誤解等をしている企業も多く、届け出もまだ少数にとどまっているため、周知啓発が急務である。

〈一般事業主行動計画届出状況(令和 2 年 9 月末現在)〉

	対象企業 a	届出済 b	b/a
301 人以上企業	570 社	549 社	96.3%
101 人以上 300 人以下企業	1,263 社	47 社	3.7%

(2) 女性活躍推進についての意識格差の存在

企業訪問において管理職以上の者と女性社員が同席する機会が増加しているが、その際、両者の意識格差が目につく。

管理職以上の者が女性社員の抱える悩み、ギャップ等を理解していない、逆に女性社員の意識が追い付いていない等のすれ違いが多く、トップの理解・意識、男女ともアンコンシャス・バイアス(ジェンダーバイアス)の解消、人材育成に係る予算、担当部署や担当者の取り組み姿勢等の改善等が必要である。

こうした意識格差を改善する一環として、アンコンシャス・バイアスについての研修が重要である。これにより、女性活躍推進の基礎となる性別役割分担意識の気づきと変革の重要性の認識が図ることができる。特に自社事例でグループワークを行うと、女性社員からさまざまな意見が出され反響が大きい。

(3) 進め方の工夫が必要

ア 動画配信を活用したセミナーの開催

新型コロナウイルス感染防止等の観点もあり、1 回目の一般事業主行動計画策定セミナーについては、動画配信により開催した(9 月 15 日から 25 日までの限定

配信)。

例年、参加企業は20社程度にとどまっていたが、今年度は119社・団体127名が動画を視聴し、県内各地からの申し込みがある等、非常に効果的であった。

イ 各種団体等との連携した啓発活動

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により4月、5月は企業訪問が実施できなかった。6月以降、新たに一般事業主行動計画策定の義務化対象となった従業員300人以下の企業に重点を置いたアプローチを行ったほか、新しい試みとして各種団体等との連携に注力した。

具体的には①兵庫県経営者協会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会等の企業関係団体、②兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合、兵庫県印刷工業組合等の業界団体、③地域金融機関、④加古川市男女共同参画センター等の行政組織との連携を図り、各種会議での説明、メールマガジン等による会員企業への案内、企業への共同訪問等を行い、一般事業主行動計画策定支援を始めとする当センター事業の周知を図った。

ウ ロールモデルインタビューの実施

女性活躍推進の見本となる女性についてロールモデルインタビューを実施し、広く公開している。

ロールモデルインタビューで紹介する女性からは、育児と仕事の両立やキャリアアップのための取組み等、働く女性に密接に関係する悩みの解決策等が具体的に示されるため、女性社員のモチベーションの向上に繋がっている。

4 今後の取り組み方法

- (1) 令和4年3月までの一般事業主行動計画策定が義務付けられている企業や関係団体に対し、「女性の活躍企業育成プロジェクト」等の活用を勧め、女性活躍推進への取組みを支援する。
- (2) 「講師等派遣事業」の活用により、企業の課題に沿った研修等を実施し、女性活躍推進に関する意識改革等につなげる。